

けて見積方法を改善する必要があるか等を検討する必要がある。

外部の専門家の利用

会計上の見積りにあたって、評価技法を用いた公正価値の算出が求められるケースがある。社内において専門的な技能または知識がない場合や、その見積りに対してより客観性が求められる場合には、外部の専門家を使用することも検討する必要がある。ここで注意を要する点としては、外部の専門家を利用したとしても見積りに対する責任は経営者にある。そのため、専門家の能力、会社のデータを使用して実際にどのような見積りを行ったか等を会社が把握しておく必要がある。

このあたり外部の専門家の使用の可否を監査法人とも十分に検討を行う必要がある。また、監査基準において、外部の専門家を使用する場合には、監査法人は専門家の独立性や客観性、能力等を評価しなければならぬため、使用する外部の専門家の詳細を監査法人と事前に共有しておく必要がある。

監査法人とのコミュニケーション

会計上の見積りの監査に限ったことではないが、監査上の対応ポイントとして、監査法人と定期的にコミュニケーションをとることが重要である。担当の監査法人が、会計上

の見積りの数値の根拠として、何をどこまで求めているのか、事前に理解して対応する必要がある。

留意点としては、決算前には、前記で記載したような内容を確認するとともに、継続監査において毎期求めてくるような事項は事前に準備しておく必要がある。たとえば、事業計画は年度の期末決算前には固まっ

ていると思われるので、決算前に事業計画について、監査法人に説明するとともに、その妥当性を示して、合意を得ておく必要があると考える。

監査法人とディスカッションした内容は、議事録を残し、社内でも共有し、今後の決算で活かしていくことも1つの手段であると考ええる。

第2章 評価単位の検討、評価の実施など 棚卸資産（在庫）の評価に 対する監査対応ポイント

第2章のエッセンス

・棚卸資産の評価について、正味売却価額の評価および一定の回転期間に基づいた方法が会計基準上で認められるものの、評価にあたっての具体的な方法について、会社で詳細なルールを確立する必要がある。
・会社で作成したルールについて、実態と合っているかどうか、見積方法に変更の必要がないかどうかも検討しながら、毎期継続的に評価していく必要がある。

まず、第1章の会計上の見積りの考え方を前提に、棚卸資産の評価についての監査対応のポイントを記載する。製造業や小売業をはじめとした棚卸資産を多く保有している会社では、決算期ごとに監査法人と棚卸資産の評価にあたって、棚卸資産を評価減するか否かで議論になると思われる。監査法人による会計監査のなかで、「期末の棚卸資産の評価減のルールが実態と合っているかどうか検討してください」、「損失を計上することなく、翌期に販売できるとの

前提に評価減をしないのであれば、その合理的な根拠を出してください」といった指摘を受けることも多いと考える。

棚卸資産の評価について、その収益性が低下した場合に、その影響を棚卸資産の帳簿価額に反映させる必要がある。棚卸資産の評価にあたって使用する会計基準は、企業会計基準9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下、「棚卸資産会計基準」という）であり、会社としては、当該基準に準拠して評価する必要がある